

東日本大震災により事業継続が困難な状況にある事業者・生活の維持が困難な被災者に対する応急支援・救済の措置を求める意見書

今般、国においては、復興対策本部による「東日本大震災からの復興の基本方針」が決定され、また「平成二十三年度における公債の発行の特例に関する法律」が成立し、具体的施策が動き出すものと期待されるが、一方で、本市においては、福島第一原子力発電所における事故と放射性物質による影響も相乗して、救済措置を待つことができず、事業の維持・継続の途を絶たれる事業者が相次ぎ、また、事業所の倒産により職を失うなど、生活の基盤を奪われ、今なお生活再建の見通しを立てられずにいる被災者が少なくない状況にある。

これまで、各地域・各方面から支援の手が差し伸べられ、また、中小企業を対象として災害対策の資金融資制度が設けられるなど、対策が講じられているところではあるが、将来まで見通した事業再建を展望する以前に、現在の日々の事業の維持に苦悩している事業者が多数に上り、こうした事業者を救済するためには、一刻の猶予もならない現状にある。加えて、日々の生活の維持に苦慮している被災者には、蓄積する心労から絶望感が募り、その惨状は深刻の度を増している。このような被災者を救済するためには、一時的・一過性の支援ではなく、継続した支援が必要となり、また、被災者一人ひとりの状況に応じた支援が重要である。

経済や産業の復興の将来像がいずれ示されるとしても、係る状況下においては、ひとたび事業継続が危ぶまれれば、顧客や取引関係を失うなど、その損失は一時的なものにとどまらず、社会・経済の復興を待たずに、事業者が将来の事業継続に悲観的になり、さらなる廃業やそこから波及する連鎖倒産を招くことが危惧される。このことが雇用の喪失につながり、ますます被災者の生活を困窮させるおそれがあることから、被災事業者・被災者が事業・生活を維持し続け、少しでも生活上の不安を取り除くことができるよう、この状況に応急的に対処できる制度が是非とも必要である。

よって政府においては、大震災により事業継続が困難な状況にある事業者や生活の維持が困難な被災者に対しては、将来の返済義務のない事業資金援助や生活資金援助などの措置を早急に講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成23年9月15日

内閣総理大臣	野田佳彦様
総務大臣	川端達夫様
財務大臣	安住淳様
農林水産大臣	鹿野道彦様
経済産業大臣	枝野幸男様

いわき市議会議長 蛭田 克